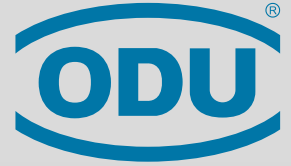


行動規範

CODE OF CONDUCT



序文

私たちは、コンプライアンスを、効果的で持続可能なコーポレート・ガバナンスの中心的な柱と考えています。コンプライアンスとは、単に法律を遵守することだけではありません。私たちにとってコンプライアンスとは、創意工夫の精神、専門的な能力、そしてビジネスパートナーおよび従業員との丁寧な取引を通じて経済的自立を持続的に維持・拡大するという目標に基づいた、基本的な取り組みに対する姿勢と忠誠心の問題です。

信頼性、誠実さ、完全性などの価値は、私たちにとって空虚な言葉ではなく、ODUの行動と行為の中核となる価値なのです。

この文書化された行動規範は、すべてのステークホルダーとの価値志向の交流を支えるものであり、当社の価値文化の重要な構成要素となっています。

1. 社会的責任のあるコーポレート・ガバナンスの基本的理解

この行動規範は、社会的責任のあるコーポレート・ガバナンスに関する共通の基本的理解に基づいています。私たちにとって、これは、ODUが、経済的、技術的、社会的、エコロジーの観点から企業の決定と行動の結果を考慮し、それぞれの利益を考慮して責任を負うことを意味します。ODUは、さまざまな活動領域内で可能な限り世界中に存在するすべての企業で社会の幸福と持続可能な発展に自発的に貢献しています。私たちは、特に、誠実さ、高潔さ人間の尊厳の尊重といった広く受け入れられている倫理的価値観と原則に導かれています。

2. 適用範囲

- 2.1. この行動規範は、世界中のODUのすべての部門と拠点に適用されます。
- 2.2. ODUの関連会社は、各国の事情を考慮した上で、この行動規範を全面的に採用することが求められます。
- 2.3. また、ODUは、その影響力の及ぶ範囲内で、サプライヤーやバリューチェーン全体において、この行動規範の遵守を促進することを約束します。

3. 社会的・法的責任のあるコーポレート・ガバナンスに関する重要なポイント

ODUは、以下の価値観と原則を持続的に遵守するよう積極的に取り組んでいます。

3.1. 適用法令の遵守

ODUは、事業を展開している各国の適用法令およびその他の法的規定を遵守しています。しかし、いづれにしても、ドイツ連邦共和国の法律および法規定は、他国での行動の最低基準としています。

3.2. 誠実さと組織統治

- 3.2.1 ODUは、普遍的に受け入れられている倫理的価値と原則、特に誠実さ、正直さ、人間の尊厳の尊重、開放性、あらゆる宗教、イデオロギー、性別、性的指向の尊重に基づいて行動します。
- 3.2.2 ODUは、あらゆる形態の汚職、贈収賄、反競争的行為、その他適用される法律に違反する行為を拒否し、適切な方法で社内の透明性、誠実性、さらには責任ある経営と管理を推進します。
- 3.2.3 ODUは、合法的で一般に認められたビジネス慣習を採用し、公正な競争を信じています。市場での競争において、ODUはプロフェッショナルな行動と高品質な仕事を重視します。ODUは責任ある当局との協力的で信頼できる関係を維持します。

3.3. 消費者の利益

消費者の利益に影響を与える場合、ODUは消費者保護規制を遵守し、適切な販売、マーケティング、情報提供を行っています。また、特に社会的弱者の保護にも力を入れています。

3.4. コミュニケーション

ODUは、従業員、顧客、サプライヤー、その他の利害関係者および利害関係者グループとの間で、この行動規範で規定されている要件およびその実施について、オープンにコミュニケーションをとり、対話を歓迎します。すべての文書および記録は、忠実に作成され、不当に変更されてはならず、法定の保存期間に沿って適切に保存されなければなりません。当社のパートナーの企業秘密やビジネス情報は、細心の注意を払い、機密に、そしてドイツの営業秘密保護法[GeschGehG]に準拠して取り扱わなければなりません。

3.5. 人権

ODUは、人権の促進に取り組んでおり、特に、国連人権憲章に定められている以下の人権を支持しています。

3.5.1 プライバシーの保護・保全について

3.5.2 健康と安全

特に、事故や怪我を防ぐために安全で健康的な職場環境を確保することで、職場における健康と安全を守ること。

3.5.3 ハラスメント

身体的、性的、心理的、または言葉によるハラスメントや虐待から従業員を保護すること。

3.5.4 表現の自由

意見および表現の自由に対する権利の保護と保証。

3.6. 労働条件

ODUは、国際労働機関(ILO)が定める以下の中核的労働基準を遵守しています。

3.6.1 児童労働

児童労働の禁止、すなわち、現地の法律でより高い年齢制限が規定されている場合を除き、15歳未満の者の雇用を禁止すること。

3.6.2 強制労働

ODUはいかなる形態の強制労働も拒否します。

3.6.3 報酬

報酬に関する労働基準、特に適用される法令（最低賃金法など）で義務付けられている報酬の水準。

3.6.4 従業員の権利

ODUは、従業員の結社の自由、集会の自由、団体交渉・賃金交渉の権利を当該国の法律で認められ可能な範囲で、尊重します。

3.6.5 差別の禁止

あらゆる形態の差別からの従業員の保護。

3.7. 労働時間

ODUは、最大許容労働時間に関する労働基準を遵守しています。

3.8. 環境保護

ODUは、環境保護に関する現行の適用可能な規制や基準を遵守し、すべての会社拠点で環境に配慮した行動をとります。ODUはその活動において、1992年の「環境と開発に関するリオ宣言」の原則に基づき、責任を持って天然資源を使用しています。

3.9. ソーシャル・コミットメント

国や地域の社会的・経済的発展はODUにとって重要であるため、従業員が適切なボランティア活動を行うことを奨励しています。

4. 内部告発ポリシー

この行動規範は、ODUの本質的な価値を定めています。これらの価値観が守られていることを確認するのは、すべてのODU従業員の責任です。

4.1. 内部告発者

従業員が会社のコアバリューに抵触する可能性のある問題や事柄に気付いた場合、その都度、ラインマネージャー、経営委員会、ODUのコンプライアンス・オフィサーに打ち明けることを奨励しています。もちろん、従業員委員会のメンバーがいつでも関与することも可能です。ODU経営陣は、内部告発者の保護が当社にとって基本的に重要であること、したがって、内部告発をしたことによってODUで不利益を被ることがないことを全従業員に保証しています。

4.2. 外部からの情報

ODUのコアバリューに反する可能性のある問題や事実を外部の関係者が認識した場合は、いつでもODUのコンプライアンス・オフィサーまたは経営陣に直接連絡することができます。

4.3. 内部告発者への対応

ODUは、報告されたすべての問題を真摯に受け止め、調査を行い、適切な措置を講じます。

5. 実施と施行

ODUは、適切かつ合理的な範囲で、この行動規範に記載された原則と価値観を継続的に実施し、適用するためにあらゆる努力をしています。

6.コンタクト

ODUグループ内のコンプライアンスに関連するすべての問い合わせ、特に情報 [4項を参照] の連絡先は、ODU GmbH & Co.KGのコンプライアンス・オフィサーです。

PATRICK MC LOUGHLIN

法務およびコンプライアンス責任者

電話: +49 8631-6156-1898

携帯電話: +49 176-10615695

Eメール: Patrick.McLoughlin@odu.de

ODU GmbH & Co. KG

Otto Dunkel GmbH

ODU Automotive GmbH

ODU Verwaltungs GmbH

Dr. Henner Spelsberg
取締役社長

Dr. Josef Leitner
取締役社長

Robert Klemisch
取締役社長